② 保険医療機関に係る基準
(イ) 小児科を標榜していること。
(ロ) 実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する常勤の医師が三名以上配置されていること。
(ハ) 臨床検査技師が配置されていること。
(ニ) 病床を十床以上有していること。
(ホ) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
(ヘ) 当直体制が整備されていること。
(ト) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
(チ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
(リ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
(ヌ) 医療安全管理委員会が設置されていること。
(ル) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
① 主として実施する医師に係る基準
(イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(ロ) 血液専門医であること。
② 保険医療機関に係る基準
(イ) 小児科又は内科を標榜していること。
(ロ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
(ハ) 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
(3) (2)に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を受託する保険医療機関の施設基準
① (1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。
② 当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。

第二中第九十一号を削り、第九十二号を第五十六号とし、第九十三号を第五十七号とし、同第九十四号中「難治性皮膚潰瘍」を「難治性皮膚潰瘍」に改め、同号を同第五十八号とし、同第九十五号を同第五十九号とし、同第九十六号を同第六十号とし、第二に次の二号を加える。

六十一　デキストラン硫酸を用いた吸着型血漿浄化器を使用した血漿交換療法
イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
閉塞性動脈硬化症（フォンタン分類Ⅱ度以上の患者（二十歳以上八十歳未満の者であって、血中総コレステロール値が二百二十ミリグラム毎デシリットル未満であり、かつ、ＬＤＬコレステロール値が百四十ミリグラム毎デシリットル未満であるものに限る。）に係るものであって膝窩動脈若しくは膝窩動脈より遠位の動脈の閉塞又は広範囲な部位にわたる動脈の閉塞がある等の理由により外科的治療が困難であり、かつ、従来の薬物療法では十分な効果が認められないものに限る。）
ロ 施設基準
(1) 主として実施する医師に係る基準
① 専ら腎臓内科、透析内科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
② 腎臓専門医（社団法人日本腎臓学会（平成六年一月二十八日に社団法人日本腎臓学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）又は透析専門医（社団法人日本透析医学会（平成五年十一月四日に社団法人日本透析医学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）であること。
③ 当該療養について五年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2) 保険医療機関に係る基準
① 腎臓内科、透析内科又は内科を標榜していること。
② 実施診療科において、血液透析について五年以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。
③ 循環器専門医が二名以上配置されていること。
④ 臨床工学技士が配置されていること。
⑤ 当直体制が整備されていること。
⑥ 緊急手術体制が整備されていること。
⑦ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧ 医療機器保守管理体制が整備されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑨ 倫理委員会が設置されていること。
⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑪ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
⑫ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六十二　腹腔鏡下仙骨膣固定術
イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
骨盤臓器脱
ロ 施設基準
(1) 主として実施する医師に係る基準
① 専ら産婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
② 産婦人科専門医であること。
③ 当該療養について二年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2) 保険医療機関に係る基準
① 産婦人科を標榜していること。
② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③ 麻酔科標榜医が配置されていること。
④ 病床を有していること。
⑤ 緊急手術体制が整備されていること。
⑥ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑦ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑧ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑨ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。